



平成20年10月17日

各 位

東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
株式会社マネースクウェア・ジャパン  
代表取締役社長 山本 久敏  
(コード番号：8728 大証ヘラクレス)  
問合せ先 代表取締役副社長 相葉 斉  
電話 03-3211-5550(代表)  
<http://www.m2j.co.jp>

## 本日の一部報道に関して

本日(平成20年10月17日)、一部新聞(報道機関)にあるとおり、当社が平成20年5月15日に発表している「平成20年3月期決算短信(4)事業等のリスク」及び平成20年6月4日付「本日の一部報道に関して」において開示している、当社を含む3名の法人及び個人を被告として、1件約2百万円の損害賠償請求が行われていた訴訟について、一審である東京地方裁判所により判決が下されました。遺憾ながら当社の主張が認められず原告の損害賠償請求を一部認容する判決が言い渡されましたので、お知らせいたします。

これに対して当社は、今回の判決を不服とし、全ての手続き及び取引は法令を遵守して行われたことの正当性を再度主張するため本日付で控訴いたしました。

### 1. 訴訟事案の内容と経過について

原告である当時顧客であったW氏(東京都、以下「原告」とする。)は、当社のアフィリエイト広告掲載先業者が製作していたFX取引に関する情報(当社情報を含む。)を端緒として当社へ口座開設を行い、顧客(原告)の計算のもとに行われた外国為替証拠金取引において被告の不法行為により損失を被ったとして、3名の法人及び個人(アフィリエイト広告掲載先業者、その取締役及び当社)を被告に相手取って損害賠償を求めるものであります。

判決においては、原告に対する口座開設の際に当社が行った適合性の審査が不十分であったため、原告の損害について一部を賠償する責任があると判断されました。

### 2. 訴訟結果に対する当社の見解と今後の方針について

当社は、判決の結果については遺憾であり、承服できるものではありません。

第一に、当社は、原告に対し発生しうるリスク及び被る可能性のある損失等について十分に説明を行い、原告に「理解」と「理解した旨の同意」を確認した上で口座開設を許可しており、判決の結論に従えば、自己責任の原則が適用されず、あらゆる金融商品取引において顧客が損失を被った場合に金融商品取扱業者が損害を補填しなければならない恐れがあり、極めて理解し難い判決結果であると認識しております。

第二に、判決では当社が成人である大学生(当時21歳)に対して口座開設を認めたことが適合性に即さないと判断されており、その判断は到底理解し難いところであります。また、原告は、当時『学生』であったことを黙示しており、当社は原告から提供された情報をもとに顧客の適合性を判断しておりました。

第三に、当社は、アフィリエイト広告掲載先業者が製作して同社のホームページに掲載していた『FXの指南書』

の中において、当社以外の複数のFX取引業者とともに推奨業者の一社として紹介されていたにすぎません。

第四に、当社は、他のFX取引業者と同じく通常のアフィリエイト広告の一環として契約を行っており（既に契約は解消しております。）、アフィリエイト広告掲載先業者に支払っていたとされる金銭については、業界の一般的なアフィリエイト広告に対する広告料でありました。

### 3. 今後の見通し

この報道に関して、当社の業績及び今後の事業等に与える影響について、現時点においては確認できておりません。今後、適時に開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

以 上